



今まで説明してきた新規性、進歩性、産業上利用することができる発明であっても、「公の秩序、善良の風俗又は公衆の衛生を害するおそれがある発明」は特許を受けることができません。これを不特許事由といいます。

具体的には、以下のような発明は特許を受けることができません。

- ア. 人の胎児、臓器、脳、皮膚などを原料とするもの。ただし、人体から分離されたものは除かれます。
- イ. 医薬の活性成分又は補助成分（安定剤、被覆剤など）として、人間の健康を害する物を使用する医薬
- ウ. ヒトや動物の生殖細胞や全能細胞からキメラ（chimera）を作る技術



特許を受けることができる発明 まとめ

- 特許法上の発明である
- 産業として実施できる
- 新しいものである
- 容易に考え出すことができない
- 先に出願をされていない
- 公序良俗に反するものではない
- 決められた書式で記載されている

